

第23回期 第34回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年4月16日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員9人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (大 草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(2人)

推 進 委 員 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (中根松)	江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

3件

議案第78号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画
変更の意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	<p>開催に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今年度の人事異動により、4月1日より農業委員会事務局長になりました坂本です。みなさまのご指導ご鞭撻を受けながら頑張っていきたいと思えます。</p>
小松主事	<p>同じく今年度より、公民館より移動となりました小松です。みなさまのご協力ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>一同ご起立願ひします。礼、着席願ひします。</p> <p>会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>あらためまして、こんにちは。新しい年度になって初めての第34回浅川町農業委員会総会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には農繁期に入り、なにかと忙しいなかお集まり頂き誠にありがとうございました。ただいま自己紹介ありましたように、局長と局員が今度の人事異動で配置されましたので、いままで通りご協力のほど私からもお願ひしたいと思えます。</p> <p>今の世の中すべてがコロナ一色になっておりますが、コロナの対応として、意識と知識をもって感染防止に努めていただきたいと思います。</p> <p>本日の議案は2件でございますが、いつものように慎重な審議をお願いいたしまして、ただいまから第34回浅川町農業委員会総会を開催します。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第34回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は、小宅正一委員と江田利光委員より欠席の旨通告がありましたので、11名中9名でございます。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、6番、佐川健二委員、7番、角田一志委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、日程第3、議案第77号、農地法第5条の許可申請について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第77号、農地法第5条①について、里白石・福貴作推進委員の我妻秀雄委員の調査報告及び意見を求めます。
我妻委員	<p>はい。里白石・福貴作地区担当推進委員の我妻秀雄です。</p> <p>議案第77号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。設定人、****さん、*****さん、被設定人、****さん、以下記載のとおりです。4月13日午後5時30分より地区副担当の鈴木政吉委員と当事者3名立会いのもと、現地にて調査を行ってきました。****さんは昭和50年に*****の営業を開始しましたが、それに伴いまして118号国道と農道に接している****さん、*****さんの水田を借り受けまして盛土をし、駐車場として使用していました。このたびその土地のお互いの関係書類の整理を検討していきまして、農地転用の許可申請を願いたいとのことでした。調査事項であります一般基準の各項目に該当する項目はなく、今回の転用について何ら問題のないものとしてみてきました。以上です。</p>
会 長	つづきまして、事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、****さん、*****さん、譲受人、****さんになります。本件は顛末案件となります。今回の申請地については、現況で**の駐車場として使用しており、店舗周辺地は昭和54年3月に4条・5条の転用許可を得て水田を土盛りし、駐車場として拡張をしています。しかし、申請地については、当時の計画だと畑として利用するために土盛りしたと考えられます。譲渡人の2名にあっては、いずれも被相続人の時代に行われたもので、経緯については知る由もなく、譲受人にあっては、40年以上駐車場として使用していた実態がありましたので、今回の転用申請を期に、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>まず、立地基準については、農地転用許可基準の第1種農地及び第3種農地にいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することができないと認められる場合に許可されることとされておりますが、公道に面しているため安全に出入りが出来、既存の店舗駐車場に囲まれているため、適当であると思われれます。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、賃借権を設定し、賃料を全額自己資金で支払う計画であり、資金証明書類も添付されており問題ありません。</p> <p>また、権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年5月末までとなっております。許可後は速やかに取りかかる見込みです。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないこと</p>

	<p>になっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>事業目的に対しての申請面積ですが、想定する台数と駐車場の面積から最低限であり、適当であると思われます。</p> <p>周辺は道路と駐車場に囲まれ、周辺農地への影響はありません。地表を砂利で整地することで土砂流出の対策をとり、汚水は発生せず、雨水は自然浸透させる計画で、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第77号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第77号、農地法第5条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第77号、農地法第5条①は許可決定いたします。</p> <p>次に、同じく議案第77号、農地法5条②について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第77号、農地法第5条②について、浅川・滝輪地区推進委員の石塚隆晴委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>はい。浅川・滝輪地区担当委員の石塚です。</p> <p>議案第77号第5条②について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、浅川町字本町の***さん、譲受人、簗輪字山敷田の***さん、以下記載のとおりです。4月12日午前9時より、地区副担当の會田委員と酒井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査してきました。</p> <p>大明塚***番**、畑、483平米、一般住宅及び駐車場2台分を建設したいとのこと。汚水は町の公共下水道に接続し、雨水は町道の側溝に放流するそうです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>つづきまして、事務局より補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われまます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和2年12月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、申請地のみの計画のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は自然浸透及び既設のU字型側溝に誘導して排水する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第77号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第77号、農地法第5条②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 7 7 号、農地法第 5 条②は許可決定いたします。次に、同じく議案第 7 7 号、農地法 5 条③について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第 7 7 号、農地法第 5 条③について、浅川・中根松地区副担当の会田嘉治委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
会田委員	<p>はい。中根松地区担当の会田です。</p> <p>議案第 7 7 号第 5 条③、顛末案件について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、****さん、譲渡人、****さん、4 月 1 1 日午前 1 1 時より地区担当の江田委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと、現地にて調査してきました。</p> <p>****さんと****さんは親戚関係でありまして、数年前に土地の交換をした際に、書類を確認し転用していないことに気付いた状況です。</p> <p>調査事項であります一般基準の各項目に該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議願います。以上です。</p>
会 長	<p>つづきまして、事務局より補足説明お願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、****さん、譲受人、****さんになります。本件は顛末案件となります。今回の申請地については、譲受人の住宅に隣接されており、譲受人の祖父の代から使用している土地であります。当初は畑として利用していたのですが、譲受人が使用し始めた 1 0 年以上前から、譲受人が営んでいる****業で駐車場や資材置場等に使用しており、今回の申請された事業計画を策定するにあたり、他人名義で利用していたことを確認した状況です。譲渡人にとっては、相続登記により土地を取得したため、経過を全く知らない状況です。今回の転用申請を期に、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、1 0 h a の広がりがある農地内の農地であるため、第 1 種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。</p> <p>第 1 種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請者においては、申請地の北側において****業を営んでおり、事業を拡張するため、専用駐車場及び資材倉庫等に使用する計画で、地続きとなる申請地は適当であると思われま</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、所有権を移転し、全額自己資金で支払う計画であり、資金証明書類も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利</p>

	<p>用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工期は令和2年6月末までとされているため該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地は譲受人の所有地であり、一体として利用する見込みであり問題ありません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、駐車場として利用する最低限の台数であり、それに対する適当な面積であり、該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、駐車場及び資材倉庫の設置が目的となっておりますので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水の発生はなく、雨水は敷地内に素掘り側溝を設け、自然浸透する計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p>
	<p>議案第77号③について、質疑ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p>
	<p>議案第77号、農地法第5条③について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第77号、農地法第5条③は許可決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第78号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定について上程いたします。</p>
	<p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第78号①について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告及び意見を求めます。</p>

小室委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室勝弘です。</p> <p>議案第78号、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項①について、調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人、東白川郡棚倉町大字下山本字左近田**番地、*****さん、以下記載のとおりです。先日、4月12日日曜日午前8時半より地区副担当の角田一志さん及び行政書士の滝田さんと現地確認をしてきました。</p> <p>申請した理由は、*****さんの亡き父、*****さんから今回の土地の贈与を受け、田畑の維持の管理をしてきましたが、高齢になり維持管理が難しくなり数十年前に植林をしました。また、まわりには住宅、田畑がなく、主に雑木林なので計画変更をするための農用地域からの除外をしたいとのことで、調査事項であります、農振除外の5要件のいずれにも満たしていると思われ、除外は問題ないものとみてきたため、皆様のご審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>つづきまして、事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、棚倉町の*****さんが平成17年に実母から生前贈与を受けた農地となります。今回の申請は、申請地が遠隔地にあり、また***さん本人が高齢であるため、耕作が出来ずに荒廃が進んでしまうことを懸念し、植林を行い森林の育成に努め土地の有効利用を図ろうとした経緯があります。本来であれば、転用申請を受けた後での植林となるものでありましたが、農地法に抵触するとの認識に至らなかったようです。今回***さんより顛末書が作成、提出されるに至り、今後は法令を順守していく旨の誓約書も提出されています。よって、現状にあわせた状態に補正するため、本申請地が農振農用地となっていることから除外後でないと転用申請できないため、今回除外申請が提出されたものです。</p> <p>除外の決定は町が県と協議して行うものですが、事前に農業委員会に意見を聞くこととされており、今回議案に上がったところでございます。</p> <p>農用地区域から除外する際には、除外の5要件がございまして、それらに問題がないか、また除外後に転用許可の見込みがあるかどうかにより農業委員会として総合的に意見を出すものとなります。</p> <p>まず要件の一つ目となる必要性、代替性についてですが、必要性については冒頭申し上げたとおりであり、代替性についても耕作する労力がなく植林という方法を選定されておりやむを得ないと思われまます。</p> <p>二つ目の農用地等の土地利用上の効率・総合的な利用、三つ目の担い手等に対する農地の集積、四つ目の農用地等の利用上必要な施設、それぞれへ支障については本申請地の周りは山林に囲まれており問題ないものと思われまます。</p> <p>五つ目である基盤整備から8年経過の要件については、本申請地は基盤整備地ではないため該当いたしません。</p> <p>また、除外後の転用許可の見込については、本申請地は第2種農地に該当しますが、事業計画は本申請地でなければ達成できないものであり許可可能であると思われまます。</p> <p>以上を考慮いただき、農業委員会として、農用地区域からの除外について異議ないかご審議いただき、意見の決定をいただきたいと思います。以上です。</p>

会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第78号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第78号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第78号①は異議なしと意見決定いたしました。 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
会 長	<p>事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会については5月18日月曜日、午後1時30分を予定しております。 以上です。</p>
会 長	<p>いつもであれば、人事異動があった際は歓送迎会を開催しておりましたが、 コロナウイルスの兼ね合いもありますので、中止といたします。 また、7月17日に分散会を八幡屋で予定していますが、八幡屋が今休館して いるとのことなので、時期が来ましたら皆さんと相談したいと思いますのでよろ しくお願いします。</p>
鈴木委員	<p>活動記録簿の様式が変わったみたいだが、書き方の説明をしてもらえないか。</p>
小松主事	<p>本日届いたため、次回の総会時にご説明いたします。</p>
会 長	<p>何でも結構ですのでみなさまより何かありましたらお願いします。</p>
会 長	<p>ないようですので、以上を持ちまして第34回浅川町農業委員会総会を閉会い たします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)